

(仮称)ニトリ丸亀田村店 (No.1366)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月16日 香川県知事 池田 豊人

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和7年8月5日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ丸亀田村店

丸亀市田村町字平池764番3 外

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

(意見の概要)

- 農道、水路の維持管理や利用の支障とならないようにするため、店舗敷地内の農道、水路について、水利組合、土地改良区、周辺土地所有者、利用者等の利便を損なわないよう、利害関係者に対し十分に説明、協議を行うこと。
- 農道、水路の維持管理や利用の支障とならないようにするため、農道、水路上には駐車区画を設定しないようすること。
- 農道、水路の一体使用となり、使用者において維持管理する必要があるため、店舗敷地内の農道、水路について、維持管理に努めること。
- 生活環境保持の一環として、排水処理施設の排水量の管理、排水先の確認を行い、農道・水路を介し、一部隣接している農用地区域内の農地耕作への影響を最小限に抑えるよう配慮すること。
- 開発予定地の周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすことがないよう配慮すること。
- 騒音規制法、振動規制法、丸亀市公害防止条例に該当する場合、各法令に基づく届出を行うこと。
- 大規模小売業は丸亀市公害防止条例施行規則の工場等の指定業種に該当するため、必要な届出を行うこと。
- 周辺の環境に配慮し、工事中も含めて特に夜間騒音について、規制基準等を達成すること。
- 苦情が発生した際には誠意をもって対応すること。
- 地元雇用に努めること。
- 地元業者の積極的な利用に努めること。
- 調整池について、適切に維持管理を行うこと。
- 大型車等の通行で市道を損傷した場合は、原因者で早急に復旧すること。
- 通行により、土砂等で市道や水路を汚した場合は、早急に清掃を行うこと。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課

縦覧期間： 令和7年12月16日から令和8年1月16日まで